

【Q：理事会の議決権の委任】

Q 理事会を欠席する理事がその議決権を他の理事に委任することはできますか。

A

社会福祉法人定款準則第9条の備考(2)で「理事会に出席できない理事が、その議決権を他の理事に委任することができる旨の規定を設けることは認められない」とされており、欠席する理事がその議決権を他の理事に委任することは認められていません。

ただし、理事会に出席できない理事について、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される全ての事項について個別に意思を表示した場合は、出席者とみなされます。(定款準則第9条の備考(3))

しかし、書面により表決を認めるときは、定款に前もって次の一項を加えなければなりません。

定款準則第9条第5項の次に

6 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。